

議員発案第4号

由利本荘市議会会議規則の一部改正について

由利本荘市議会会議規則（平成17年由利本荘市議会規則第1号）の一部を改正する規則（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年9月22日提出

由利本荘市議会議長 三浦秀雄様

提出者	由利本荘市議会議員	伊藤順男
賛成者	同上	渡部功
	同上	今野英元
	同上	佐々木隆一

提案理由

由利本荘市議会議員の定数の改正に伴い、人数要件が定められている条項について見直しをするため、規則の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

由利本荘市議会会議規則の一部を改正する規則

由利本荘市議会会議規則（平成17年由利本荘市議会規則第1条）の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第16条中「2人」を「1人」に改める。

第17条中「3人」を「1人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。